

岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市規則第31号

岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第39条第11項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者をいう。次項及び第4項において同じ。」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1

号訪問事業の利用者をいう。次項及び第4項において同じ。)」に改め、同条第6項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第12号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第3条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第37条第3項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等基準規則第37条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第41条第3項中「指定介護予防サービス等基準規則」を「岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第12号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）」に改める。

第78条第1項第2号中「指定介護予防通所介護事業者」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「又は指定介護予防通所介護」を「又は当該第1号通所事業」に改め、同条第6項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準規則第76条第1項から第6項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第80条第3項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第78条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に「指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項及び第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第106条第1項第2号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市

町村が定めるものに限る。)」に、「又は基準該当介護予防通所介護」を「又は当該第1号通所事業」に改め、同条第5項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第2号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準規則第90条第1項から第5項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第108条第3項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第106条第1項第2号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準規則第92条第1項及び第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第3条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

目次中 第1節 介護予防訪問介護(第3条～第36条) を「第2

第2節 基準該当介護予防訪問介護(第37条～第40条)」

「第7章 介護予防通所介護

章 削除」に、 第1節 介護予防通所介護(第76条～第89条) を

第2節 基準該当介護予防通所介護(第90条～第93条)」

「第7章 削除」に改める。

第2条第1号中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。第183条第2項において整備法という。)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。次号において「旧法」という。)」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」に改め、同条第2号中「旧法」を「法」に改め、同条第3号中「介護保険法(以下「法」という。)」を「法」に改める

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条から第40条まで 削除

第41条第3項中「指定居宅サービス等基準規則」を「岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第11号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。)」に改める。

第42条中「について」を削り、「第4条の規定を準用する」を「専らその職

務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする」に改める。

第43条第2項中「並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」を削る。

第43条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第43条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第44条中「関する規程」の次に「(次条第1項及び第44条の16において「運営規程」という。)」を加え、同条第1項第5号中「実施地域」の次に「(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)」を加える。

第44条の次に次の22条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第44条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に

用いる電磁的方法の種類及び内容並びにファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の規定による同意を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項後段の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）

第44条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第44条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険

者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第44条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用申込者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第44条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成27年岡崎市規則第8号）第29条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第44条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第44条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令

第36号) 第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第44条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第44条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第44条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第44条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供年月日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第44条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第44条の14 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第44条の15 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第44条の16 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第44条の17 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第44条の18 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第44条の19 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第44条の20 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じ

るとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第44条の21 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第44条の22 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第44条の23 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第47条第2項第2号中「第49条において準用する第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第3号中「第49条において準用する第23条」を「第44条の14」に改め、同項第4号中「第49条において準用する第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

第52条中「第6条、第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第26条から第29条まで、第30条第1項、第31条から第33条ま

で、第43条、第44条、第45条（第1項を除く。）及び第46条から第48条まで」を「前節（第41条、第42条、第44条の8、第44条の20第2項、第45条第1項及び第49条を除く。）」に改め、「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第25条において準用する条例第21条並びに第52条において準用する前節（第41条、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条の8、第44条の20第2項並びに第45条第1項を除く。）と」を加え、「、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と」を削り、「第18条第1項」を「第44条の12第1項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第24条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に、「から第4号までの規定中「第49条」とあるのは「第52条」を「中「第44条の12第2項」とあるのは「第52条において準用する第44条の12第2項」と、同項第3号中「第44条の14」とあるのは「第52条において準用する第44条の14」と、同項第4号中「第44条の22第1項」とあるのは「第52条において準用する第44条の22第1項」に改める。

第61条第2項第5号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第6号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第7号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第64条中「第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第26条から第33条まで及び第43条」を「第43条、第43条の2、第44条の2、第44条の4から第44条の6まで及び第44条の8から第44条の23まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」を削り、「第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」を「第43条、第43条の2、第44条の2、第44条の4から第44条の6まで、第44条の8から第44条の23まで」に改める。

第67条第2項第3号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第4号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第5号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第69条中「第6条、第8条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第26条、第27条、第29条から第33条まで、第43条」を「第43

条、第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の8から第44条の17まで、第44条の19から第44条の23まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第12条中」を「第44条の6中」に改め、「並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」を削り、「第6条、第8条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第26条、第27条、第29条から第33条まで及び」を「第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の8から第44条の17まで、第44条の19から第44条の23まで及び」に改める。

第73条第2項第2号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第4号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第75条中「第6条、第8条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第23条、第24条、第26条から第33条まで、第43条」を「第43条、第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の9、第44条の11から第44条の23まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第12条中」を「第44条の6中」に、「第17条中」を「第44条の11中」に改め、「利用者」との次に「、第44条の15中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加え、「並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」を削り、「第6条、第8条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第23条、第24条、第26条から第33条まで及び」を「第43条の2、第44条の2から第44条の6まで、第44条の9、第44条の11から第44条の23まで及び」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第76条から第93条まで 削除

第96条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第96条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、

この限りでない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第97条の次に次の3条を加える。

(利用料の受領)

第97条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第97条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じ

た場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第97条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第98条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

第98条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第99条第2項第3号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」を改め、同項第4号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第5号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第101条第1号中「アセスメント」の次に「(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)」を加える。

第103条中「第8条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第23条、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第57条、第79条、第81条、第82条及び第84条」を「第44条の2から第44条の6まで、第44条の8から第44条の10まで、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16、第44条の17、第44条の19から第44条の23まで及び第57条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第12条中」を「第44条の6中」に改め、「第79条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第108条中「第8条第2項から第4項まで」を「第44条の2第2項から第4項まで」に改める。

第115条第2項第4号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第5号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第6号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第123条中「第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第23条、第26条から第33条まで、第43条、第79条及び第83条」を「第43条、第44の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の23まで、第96条の2及び第98条」に改め、

「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで、第57条及び第58条並びに第107条から第122条まで並びに第123条において準用する第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の23まで及び第96条の2」と」を加え、「第26条中「訪問介護員等」を「第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで、第57条及び第58条並びに第107条から第122条まで並びに第123条において準用する第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第23条、第26条から第33条まで、第79条及び第83条」と」を削り、「第79条第3項」を「第96条の2第3項」に、「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第133条中「第79条」を「第96条の2」に改める。

第134条第4項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第137条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第138条中「第9条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第23条、第26条から第29条まで、第30条第1項、第31条から第33条まで、第43条、第79条」を「第43条、第44条の3から第44条の6まで、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の19まで、第44条の20第1項、第96条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第68条において準用する条例第57条及び第58条並びに第137条並びに第138条において準用する第44条の3から第44条の6まで、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の19まで、第44条の20第1項、第96条の2、第107条から第109条まで、第110（第1項を除く。）及び第111条から第122条まで」と」を加え、「第18条第1項」を「第44条の12第1項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第20条中」を「第44条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第26条中「訪問介護員等」を「第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26

条から第33条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第68条において準用する条例第57条及び第58条並びに第137条並びに第138条において準用する第9条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第23条、第26条から第29条まで、第30条第1項、第31条から第33条まで、第79条、第107条から第109条まで、第110条（第1項を除く。）及び第111条から第122条まで」とを削り、「第79条第3項」を「第96条の2第3項」に、「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との次に、「第111条第3項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第143条第2項第4号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第5号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第6号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第150条中「第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第23条、第26条、第27条、第29条から第33条まで、第43条、第79条」を「第43条、第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16、第44条の17、第44条の19から第44条の23まで、第96条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで、第73条及び第74条並びに第140条から第149条まで並びに第150条において準用する第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16、第44条の17、第44条の19から第44条の23まで、第96条の2、第98条、第108条、第109条第2項、第112条及び第114条」とを加え、「第26条中「訪問介護員等」を「第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで、第73条及び第74条並びに第140条から第149条まで並びに第150条において準用する第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第23条、第26条、第27条、第29条から第33条まで、第79条、第98条、第108条、第109条第2項、第112条及び第114条」とを削り、「第79条第3項」を「第96条の2第3項」に、「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第159条中「第79条」を「第96条の2」に改める。

第165条第1項中「第8条第2項から第4項まで」を「第44条の2第2項から第4項まで」に改める。

第171条第2項第6号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第7号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第177条中「第10条、第11条、第20条、第23条、第26条から第33条まで、第43条」を「第43条、第44条の4、第44条の5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで」に改め、「、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」及び「並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」を削り、「準用する第10条、第11条、第20条、第23条、第26条から第33条まで」を「準用する第44条の4、第44条の5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで」に改め、「第119条」と、「」の次に「第44条の16及び」を加える。

第182条第1項中「第8条第2項から第4項まで」を「第44条の2第2項から第4項まで」に改める。

第183条第2項中「整備法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」に改め、同条第3項中「、指定介護予防訪問介護」及び「、指定介護予防通所介護」を削り、同条第4項第1号中「若しくは指定介護予防訪問介護」を削り、同項第2号中「若しくは指定介護予防通所介護」を削る。

第184条第2項第6号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第7号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第186条中「第10条、第11条、第20条、第23条、第26条から第33条まで、第43条」を「第43条、第44条の4、第44条の5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで」に改め、「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第6条及び第7条並びに条例第91条において準用する条例第83条から第85条まで並びに第181条から第185条まで並びに第186条において準用する第44条の4、第44条の5、第44条の13、第44条の14、第44条の16から第44条の23まで、第46条、第111条の2、第114条、第163条、第167条から第170条まで、第172条、第175条及び第176条」とを加え、「第26条中「訪問介護員等」を「第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第28条」を「第44条の18」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」とあるのは「条例第6条及び第7条並びに条例第91条において準用する条例第83条から第85条まで並びに第181条から第185条まで並びに第186条において準用する第10条、第11条、第20条、第23条、第26条から第33条まで、第46条、第111条の2、第114条、第163条、第167条から第170条まで、第172条、第175条及び第

176条」と」を削る。

第196条第2項第4号中「第18条第2項」を「第44条の12第2項」に改め、同項第5号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第6号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第199条中「第8条から第18条まで、第20条、第23条、第27条から第33条まで、第43条並びに第79条第1項及び第2項」を「第43条、第44条の2から第44条の14まで、第44条の17から第44条の23まで並びに第96条の2第1項及び第2項」に改め、「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第96条並びに第190条から第198条まで並びに第199条において準用する第44条の2から第44条の14まで、第44条の17から第44条の23まで並びに第96条の2第1項及び第2項」と」を加え、「第8条中「訪問介護員等」を「第44条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条」を「第44条の3」に、「第13条第2項」を「第44条の7第2項」に、「第17条中「訪問介護員等」を「第44条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第18条第1項」を「第44条の12第1項」に、「第20条中」を「第44条の13中」に改め、「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第96条並びに第190条から第198条まで並びに第199条において準用する第8条から第18条まで、第20条、第23条、第27条から第33条まで並びに第79条第1項及び第2項」と」を削り、「第79条第2項」を「第96条の2第2項」に改める。

第201条中「第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第23条、第27条から第29条まで、第30条第1項、第31条から第33条まで、第43条、第79条第1項及び第2項」を「第43条、第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の14まで、第44条の17から第44条の19まで、第44条の20第1項、第44条の21から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項」に改め、「この場合において」の次に「、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第98条において準用する条例第96条並びに第201条において準用する第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の14まで、第44条の17から第44条の19まで、第44条の20第1項、第44条の21から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項、第188条から第190条まで、第191条（第1項を除く。）並びに第192条から第198条まで」と」を加え、「第8条第1項中「訪問介護員等」を「第44条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第

9条」を「第44条の3」に、「第13条第2項」を「第44条の7第2項」に、「第17条中「訪問介護員等」を「第44条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第18条第1項」を「第44条の12第1項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第20条中」を「第44条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第98条において準用する条例第96条並びに第201条において準用する第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第23条、第27条から第29条まで、第30条第1項、第31条から第33条まで、第79条第1項及び第2項、第188条から第190条まで、第191条（第1項を除く。）並びに第192条から第198条まで」と」を削り、「第79条第2項」を「第96条の2第2項」に改める。

第207条第2項第4号中「第23条」を「第44条の14」に改め、同項第5号中「第32条第1項」を「第44条の22第1項」に改める。

第210条中「第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第23条、第24条、第27条から第33条まで、第43条、第79条第1項及び第2項」を「第43条、第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の11まで、第44条の14、第44条の15、第44条の17から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項」に改め、「この場合において」の次に「第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第103条並びに第204条から第209条まで並びに第210条において準用する第44条の2から第44条の7まで、第44条の9から第44条の11まで、第44条の14、第44条の15、第44条の17から第44条の23まで、第96条の2第1項及び第2項、第190条、第192条、第193条並びに第195条」と」を加え、「第8条第1項中「訪問介護員等」を「第44条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条」を「第44条の3」に、「第13条第2項」を「第44条の7第2項」に、「第17条中「訪問介護員等」を「第44条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第23条、第24条及び第26条から第33条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第103条並びに第204条から第209条まで並びに第210条において準用する第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第23条、第24条、第27条から第33条まで、第79条第1項及び第2項、第190条、第192条、第193条並びに第195条」と」を削り、「第79条第2項」を

「第96条の2第2項」に改める。

附則第5項から第8項までを削る。

(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)

第9条第2項のサービス提供責任者」を削る。

第49条の2第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。)」を「法第115条の45第1項口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)

に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第39条に規定する指定介護予防通所介護をいう。)の事業」を「当該第1号通所事業」に、「又は指定介護予防通所介護」を「又は当該第1号通所事業」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第12号。第49条の4第3項において「指定介護予防サービス等基準規則」という。)

第76条第1項から第6項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第49条の4第3項第3号中「指定介護予防通所介護事業者」を「第49条の2第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項及び第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第129条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)」に改める。

第129条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第40条第1項

に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

(岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)
第5条 岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成27年岡崎市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第29条第16号イ中「指定介護予防通所介護事業所(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。以下この号において「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、「(指定介護予防サービス等基準条例)」を「(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号))」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
 - (1) 第2条の規定による改正前の岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「旧指定居宅サービス等基準規則」という。)第3条第2項及び第6項並びに第37条第3項の規定
 - (2) 第3条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、

設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（以下「旧指定介護予防サービス等基準規則」という。）第3条から第40条までの規定

(3) 第4条の規定による改正前の岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（以下「旧指定地域密着型サービス基準規則」という。）第3条第2項の規定

3 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第3条第2項及び第6項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	指定訪問介護事業者	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第1号訪問事業
第3条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第11号。以下「指	市町村の定める当該第1号訪問事業の

	定居宅サービス等基準規則」という。)第3条第1項から第5項までに規定する	
--	--------------------------------------	--

- 4 附則第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第37条第3項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準規則第37条第3項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当訪問介護の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
指定居宅サービス等基準規則第37条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
- (1) 第1条の規定による改正前の岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第39条第11項の規定
 - (2) 旧指定居宅サービス等基準規則第78条第1項第2号及び第6項、第80条第3項、第106条第1項第2号及び第5項並びに第108条第3項の規定
 - (3) 旧指定介護予防サービス等基準規則第8条から第13条まで（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第14条（第89条において準用する場合に限る。）、第15条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第16条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第18条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第20条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第23条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第25条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）、第26条

から第29条まで（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）第30条第1項（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）第30条第2項（第89条において準用する場合に限る。）第31条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）第33条（第89条及び第93条において準用する場合に限る。）第76条から第93条まで、第134条第4項及び第137条の規定

(4) 旧指定地域密着型サービス基準規則第129条第13項の規定

6 前項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第76条第1項第2号及び第7項並びに第78条第3項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第76条第1項第2号	指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第7項及び第78条第3項において「指定通所介護事業者等」という。）	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第183条第3項及び第4項第2号において同じ。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第76条第7項	指定通所介護事業者等	第1項第2号に規定する第

		1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第78条第1項から第5項まで又は岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第13号。第78条第3項において「指定地域密着型サービス基準規則」という。）第49条の2第1項から第7項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第78条第3項	指定通所介護事業者等	第76条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第80条第1項及び第2項又は指定地域密着型サービス基準規則第49条の4第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

7 附則第5項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第90条第1項第2号及び第6項並びに第92条第3項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第90条第1項第2号	基準該当通所介護の事業	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するもの
------------	-------------	--

		として市町村が定めるものに限る。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第90条第6項	基準該当通所介護の事業	第1項第2号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第106条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第92条第3項	基準該当通所介護の事業	第90条第1項第2号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第108条第1項及び第2項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

- 8 第3条の規定による改正後の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則第183条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第3項中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型通所介護、整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項第1号において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項第2号において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。